

建築士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月三十一日

奈良県知事 山下 真

奈良県規則第六十七号

建築士法施行細則の一部を改正する規則

建築士法施行細則（昭和二十六年一月奈良県規則第一号）の一部を次のように改正する。

第三条第二号中「及び生年月日」を削る。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。